

京都市サイクルサポートステーション認定要綱

(目的)

第1条 市民や観光客等のサイクリストが、より一層、安心・安全・快適に自転車観光やサイクリングを楽しめる環境を整えるために、京都市サイクルサポートステーション（以下「ステーション」という。）として施設等を認定し、地域の活性化につなげる。

(サービス内容)

第2条 ステーションは、サイクリストと地域の交流拠点となり、駐輪スペース、自転車ラック、空気入れ、修理工具及びトイレなどの貸出サービスを提供する施設等とする。

(認定対象)

第3条 認定対象は、第1条及び第2条に賛同いただける施設等とし、次の各号に該当しないこととする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 特定の政党若しくは宗教団体を支援又は支援するおそれがある者
- (5) 京都市の競争入札参加資格の停止処分を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、公序良俗に反する活動を行い、又は行うおそれがある者その他市長が適当でないと認める者に対して認定しないことがある。

(認定要件)

第4条 認定要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 京奈和自転車道から概ね200m以内の施設等
- (2) 京都市内に認定を受けようとする施設等が所在していること
- (3) 京都市の支給するのぼり又はステッカーにより、「京都市サイクルサポートステーション」であることを明示すること
- (4) 自転車ラックを設置する駐輪スペースを確保すること
- (5) サイクリストに無償でトイレを使用させること
- (6) サイクリストの要望に応じて、無償で空気入れ及び修理工具を貸し出すこと
- (7) 利用状況やサイクリストの意見等について、京都市サイクルサポートステーション活動報告書（様式第3号）により、市長に年1回報告すること

(認定料)

第5条 認定料は無料とする。

(認定の申込及び承認)

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京都市サイクルサポートステーション認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定申請書の内容を審査し、認定施設として決定したときは、京都市サイクルサポートステーション認定証（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 認定の期間は、定めないものとする。

(支給物品)

第7条 物品の支給は、京都市が無償で行うものとする。

(1) サイクルサポートステーション用のぼり又はステッカー

(2) 自転車ラック

(3) 空気入れ及び修理工具

(4) その他市長が必要と認める物品

2 認定施設は、支給物品を良好な状態で管理しなければならない。

3 認定施設は、支給物品を本来の趣旨に反しての使用、無断での転貸、売却、廃棄等をしないこととする。

4 支給物品の設置及び管理にかかる費用は、認定施設が負担するものとする。

5 認定施設は、同条第3項及び第4項の規定による管理をしたうえで、経年劣化等により支給物品の更新を希望する場合は、京都市サイクルサポートステーション支給物品更新申請書（様式第4号）により、市長へ申し出るものとする。

(認定の解除)

第8条 市長は、認定施設が第4条に規定する認定要件を満たしていないと判断した場合は、認定を解除することができる。

2 認定事業者は、やむを得ない事情によりステーションの認定の解除を申し出る場合は、京都市サイクルサポートステーション登録解除申出書（様式第5号）により、市長へ解除を申し出るものとする。

(その他)

第9条 認定施設は、京都市がサイクリスト向けに発信するウェブページ、スマートフォンアプリケーション等での施設情報の提供に同意すること。

2 認定施設において、事故・トラブル等が発生した場合は、認定施設において解決すること。

3 市長は、認定施設が第7条に規定する支給物品を本来の趣旨に反して使用していたことが判明した場合は、返却を命ずることができる。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。